

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

（１）深刻な少子化の進行

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。令和6年6月5日の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率¹は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

（２）少子化の進行に伴う国の対策

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」²が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

直近では、令和6年6月5日に少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増、このほか親の就労に関係なくこどもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

（３）「子ども・子育て支援新制度」と「唐津市子ども・子育て支援事業計画」

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前のこどもの教育・保育および地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法³」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進していく「子ど

1 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数。15～49歳までの全女性の年齢別出生率を合計したもの。

2 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

3 子ども・子育て関連3法：待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前のこどもの教育・保育および地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するための「子ども・子育て支援法」を核とした3つの法。

も・子育て支援新制度」が平成27年から施行されました。

唐津市においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年3月に「唐津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年度からはその第二期計画となる「唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」といいます。）により、一人ひとりのこどもがすこやかに成長することができる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

（４）こどもを取り巻くその他の動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国のこどもを取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

子ども・若者育成支援推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

こどもの貧困対策については、平成26年1月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「こどもの貧困対策法」といいます。）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。こどもの貧困対策法は、令和元年9月の「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

改正障害者総合支援法・改正児童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28年6月に「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児¹支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

1 医療的ケア児：生活する中で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とするこども。

新子育て安心プラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取り組み強化策が打ち出されています。

（５）こども施策の新たな推進

こども家庭庁とこども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター¹）の設置に努めることとされました。

令和6年度以降の放課後児童対策

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日通知）により、継続的な取り組み推進をしていくとされています。

1 こども家庭センター：令和4年6月の児童福祉法等の改正に伴い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」を設置することとされた。

2 計画策定の趣旨

「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」といいます。）は、前計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題および基本指針¹の改正を踏まえ策定するものです。

少子化の進行、児童虐待やこどもの貧困問題、障がいのあるこどもへの対応の必要性が高まるなど、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している今、社会全体でこどもと子育てを支援していくことは、より重要性を増しています。

このような状況を踏まえ、本計画は、引き続き教育・保育の提供や地域における子育て支援の拡充に努めるとともに、唐津市のこどもや保護者が幸せに住み続けることができるよう、地域の協力のもと、こどもに関わる取り組みを一元的・総合的に推進するための計画として策定します。

そのため、子ども・子育て支援法を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」²の性格も一部に併せ持つものとします。

本計画により、唐津市において、こども・子育て支援の量と質の充実および安心してこどもを生み育てる環境や、全てのこどもがその権利を守られながらすこやかに成長できる社会の実現を目指します。

1 基本方針：令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定。それを推進するための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが示された。

2 市町村こども計画：こども計画は、こども施策を総合的に推進することを目的とするもの。こども基本法において、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を策定することが努力義務となった。

3 こども・子育て支援に関わる制度等の改正

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

子ども・子育て支援事業計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年10月に一部を改正する法律が施行されました¹。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

「加速化プラン」において実施する具体的な施策
(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 ● 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を行う。 ● 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。 (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 ● 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。 ● 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。 ● 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。 ● 教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。 ● 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。 ● 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。 ● ヤングケアラー²を国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。 ● 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。 (3) 共働き・共育での推進 ● 両親ともに育児休業³を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。 ● 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

1 事業により施行日の異なるものがある。

2 ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、成長や発達に必要な(勉強や遊び等の)時間を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかることによって負担が重い状態になっていると認められるこども・若者。

3 育児休業：労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をとることができる制度。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針¹（以下「基本指針」といいます。）は、教育・保育の提供体制の確保および地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた、子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインといえるもので、令和7年4月1日から適用されます。

基本指針改正の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置付け等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌基準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
○その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

¹ 基本指針：正式な名称は「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。改正は令和6年9月30日に公布。

4 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、全てのこどもの良質な成育環境を保障し、こどもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的として策定するものです。

【参考】子ども・子育て支援法 第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 一体的に推進する取り組み

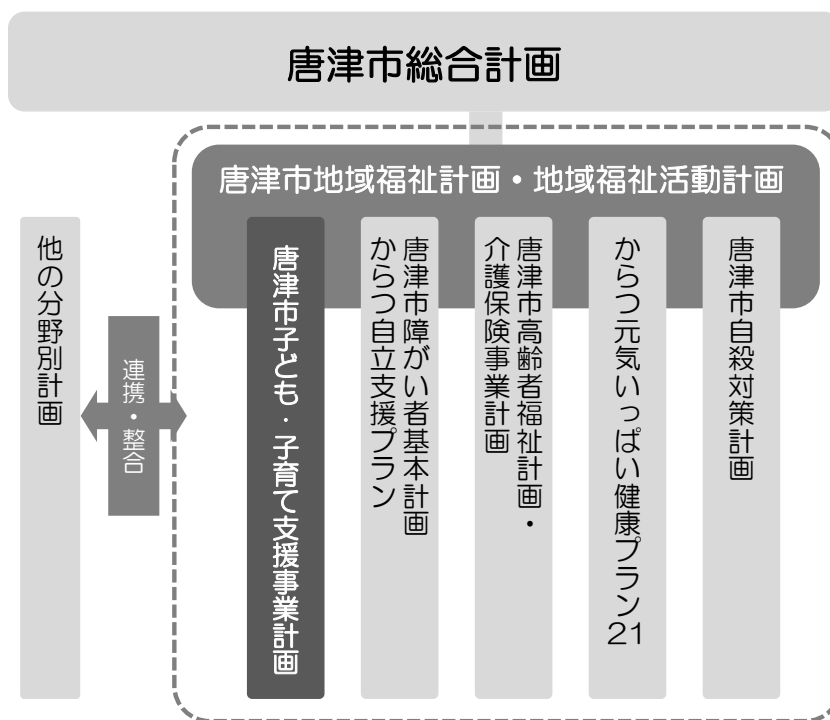
本計画は、子ども・子育て支援事業分野の計画であるとともに、唐津市のこどもと子育て家庭に関する様々な状況や課題に対応するため、唐津市における以下の計画・取り組みを一体的に推進するものとします。

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援行動計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策
- ヤングケアラーへの支援

(3) 計画体系による位置付け

唐津市の最上位計画である「唐津市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、国・佐賀県による関連計画や、唐津市の福祉分野の上位計画となる「唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」ほか各種分野別計画等との調和が保たれた計画として策定しています。

▼ 各計画との連携・整合



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを参考に見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

また、期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとしします。

▼ 計画の期間

令和 2年度	～	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(前計画) 第二期 子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)			(本計画) 第三期 子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)				
		▲ 見直し			▲ 見直し		▲ 見直し

6 計画の策定体制

(1) 唐津市子ども・子育て会議

本計画策定にあたっては、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者、市長が適当と認める者により構成される「唐津市子ども・子育て会議」で計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) 市民等アンケート調査

本計画において推進する施策の検討にあたり、市民の子育てに関する実態や意見、こども自身の意見等を把握するため「子ども・子育て支援に関するアンケート」「こどもの生活アンケート」を実施しました。また、学校で日常的にこどもたちと接している小学5年生・中学2年生の担任・副担任教諭および養護教諭に、ヤングケアラーの可能性のあるこどもの存在や対応状況についてなどのアンケートを実施しました。

(3) こどもの意見聴取

こども自身の声を計画に反映するため、市内の高校生の参加による「唐津市こども・若者ヒアリング～からっ子 VOICE～」を実施し、自由な意見をもらいました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画素案の段階で市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、寄せられた意見を踏まえて計画策定を行いました。

▼ 計画の策定体制

